

法人 春日部

第 127 号

(平成18年7月号)



社団法人 春日部法人会
春日部市大字榎堀 369-4 春日部市商工会館内
TEL 048 (761) 3551 FAX 048 (752) 8244



みんなで回覧しましょう。

〔わが町〕

鷺宮町

「コスモスふれあいロード」 5月のポピー、10月のコスモス

鷺宮町では、町民参加と協働によって豊かな地域社会の創造を目指す「花と香りのまちづくり」を進めています。この一環として、今年度も「コスモスふれあいロード推進事業」に取り組んでいます。「コスモスふれあいロード」事業は、水辺空間を活用して町の景観美化と観光資源化、並びに町民の憩いの場を創出するものとして実施されています。

町のほぼ中央を縦断する葛西用水路の余剰地を活用し、町民と行政との協働のまちづくりとして町の花「コスモス」を栽培し、町のイメージアップを図りながら、散歩やウォーキング等によって町民の健康づくりに役立ててもらおうと事業が進められています。

写真は5月のポピー（ひなげし）が満開の様子です。10月中旬からは、コスモスが見頃になりますので是非町ください。

お問い合わせ先：鷺宮町 経済課 0480-58-1111



税 務 署 だ よ り

平成18年度の税制改正について

平成18年度税制改正において、法人税関係法令の改正が行われました。主な改正内容をご紹介します。 (国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/> もご覧ください。)

損金に算入される役員給与の範囲の見直し

法人がその役員に対して支給する給与（退職給与等を除きます。）のうち、損金に算入されるものは、定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与に該当する給与とされました（平成18年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。）。

なお、これらに該当する給与でも不相当に高額な部分の金額や事実を隠ぺいし又は仮装して経理することにより支給するものについては、損金の額に算入されません。

- (1) 定期同額給与とは、支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度内の各支給時期における支給額が同額である給与をいいます。

また、役員に対する給与の額を定時株主総会の時に合わせて改定する等、その改定が当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までに行われている場合、その改定前の各支給時期における支給金額が同額である給与と改定後の各支給時期における支給金額が同額である給与は、それぞれ定期同額給与に該当します。

- (2) 事前確定届出給与とは、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、その給与に係る職務の執行を開始する日と当該事業年度の開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日とのいずれか早い日までに納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている給与をいいます（定期同額給与に該当する給与を除きます。）。

従来、損金不算入となっていた役員賞与についても、上記の要件に該当するものであれば、損金に算入することができるようになりましたが、支給日に届出額と異なる金額を支給した場合、全額が損金不算入となります。

なお、資金繰り等の理由から、支給日に届出額の一部を支払い、残額について未払計上した場合には、全額を損金とすることはできませんが、給与の受給者である役員の所得税の計算上は、未払計上分の金額を含めて年末調整を行う必要があります。更に、1年以上未払いのままであっても支払確定日（支給日）から1年を経過した日において支払があったものとして源泉所得税を納付する必要があります。

また、非常勤役員等に対する給与を毎月支給せず、年に数回支給する場合も、この届出をしなければ、損金に算入されません。

※ 届出書の記載事項

① 支給の対象となる者の氏名及び役職名	⑥ 事前確定届出給与対象者に対して事前確定届出給与とこれ以外の給与とを支給する場合、事前確定届出給与と以外の給与の支給時期及び各支給時期における支給金額
② 支給時期及び各支給時期ごとの支給金額	⑦ 直前の会計期間において事前確定届出給与対象者に対して支給した給与がある場合、当該給与の支給時期及び各支給時期における支給金額
③ ②の支給時期及び支給金額を定めた日並びに定めを行った機関等	⑧ 当該事業年度における他の役員に対する給与の支給時期及び各支給時期における支給金額
④ 当該給与に係る職務の執行を開始する日	⑨ その他参考となるべき事項
⑤ 定期同額給与による支給としない理由及び支給時期を②の支給時期とした理由	

- (3) 利益連動給与とは、利益を基礎として算定される給与のうち、非同族法人が業務を執行する役員に対して支給する給与で、当該事業年度において損金経理がされていること、算定方法につき報酬委員会における決定等の適正な手続きが執られており、かつ、有価証券報告書等で開示されていることその他の一定の要件を満たすものをいいます。

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の創設

特殊支配同族会社が業務を主催する役員に対して支給する給与の額のうち、給与所得控除額に相当する部分として計算される金額は、損金の額に算入しないこととされました（平成18年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。）。

(1) 特殊支配同族会社とは、同族会社の業務を主宰する役員（業務主宰役員）及びその役員と特殊の関係のある者（親族等）が発行済株式総数の90%以上の数を有し、かつ、業務主宰役員及び役員と特殊の関係のある常務に従事する役員の総数が常務に従事する役員の総数の過半数を占める場合等のその同族会社をいいます。

(2) 次のいずれかに該当する事業年度については、適用されません。

① 直前3年以内に開始する各事業年度（基準期間）における基準所得金額が年800万円以下である場合

② 基準所得金額が年800万円を超え3,000万円以下であり、かつ、基準所得金額に占めるその業務主宰役員に対して支給する基準期間の給与の平均額の割合が50%以下である場合

※ 基準所得金額とは、基準期間の各事業年度における法人の所得金額（又は欠損金額）に業務主宰役員に対する給与額を加えた金額の3年間の平均額をいいます。

同族会社の留保金課税制度の見直し

同族会社のうち、特定同族会社に該当する法人が、各事業年度の留保金額のうち、一定の留保控除額を超えた金額に対して、通常の法人税額のほかに、10%から20%の特別税率を乗じた法人税が加算されます。これを同族会社の留保金課税といえます。

改正点は、下表のとおりです（平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用されます。）。

	改正前		改正後
対象法人	発行済み株式等のうち、3株主グループによる保有割合が50%超の法人		発行済み株式等のうち、1株主グループによる保有割合が50%超の法人
留保控除額 (最も多い金額)	所得金額基準	所得等の金額の35%	所得等の金額の40%（中小法人は50%）
	定額基準額	年1,500万円	年2,000万円
	積立基準額	前期末資本金×25% －利益積立金	(変更なし)
	自己資本比率基準額	(新設)	自己資本比率30%到達までの額
不適用措置	① 設立後10年以内の中小企業者		⇒廃止
	② 中小企業新事業活動促進法の経営改革新計画承認企業		⇒2年延長
	③ 自己資本比率50%以下の中小法人		⇒廃止

交際費等の範囲の見直し

損金不算入となる交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の飲食費（専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。）が除外されます（平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用されます。）。

ただし、「1人当たり5,000円以下の飲食費」とするためには、次の事項を記載した書類を保存していることが必要となります。

- ① その飲食等があった年月日
- ② その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食等に参加した者の数
- ④ その費用の金額並びに飲食店等の名称及び所在地
- ⑤ その他参考となるべき事項

※ 1人当たり5,000円を超える飲食費については、全額が交際費等に該当します。

※ ゴルフ、観劇、旅行等に際しての飲食費については、通常、それらの催事を実施することを主目的とする一連の行為のひとつであるため、飲食費のみを取り出して5,000円以下となるかを判断することはできません。



この社会あなたの税がいきている



オンラインでらくらく
e-Tax
国税電子申告・納税システム

詳しい情報は
<http://www.e-tax.go.jp>
をご覧ください。

第23回 定期総会

平成18年5月24日(水) PM2:00～
於:春日部市民文化会館(大会議室)

第一部 講演 PM2:00～3:30

「人間経営の復権」

シリウスインスティテュート株式会社 代表取締役 船橋 晴雄氏

1969年 東京大学法学部卒業 大蔵省入省
 1978～81年 外務省在ベルギー-日本国大使館
 1984年 大蔵省広報室長
 1989～91年 外務省在フランス日本国大使館
 1994年 大蔵省副財務官
 1995年 東京税関長
 1997年 国税庁次長
 1998年 証券取引等監視委員会事務局長
 2000年 国土庁長官官房長
 2001年 国土交通省国土交通審議官
 2002年 退官
 2003年 シリウス・インスティテュート株式会社設立
 2004年 一橋大学大学院国際企業戦略科 客員教授

著書:
 「イカロスの墜落のある風景」(1983)
 「鎖国の窓」(1986)
 「日本経済の故郷を歩く」(2000)
 「あらためて経済の原点を考える」(2001)
 「新日本永代蔵」(2003)
 「尾形光琳」(2004)



平成になって変化の節目で企業倫理・社会的責任・人材に対する考え方に変化があり欧米式経営一辺倒になってきている。しかし日本人は思想的バックグラウンドが異なるので、人間重視の経営への原点回帰が必要。また、長期的視野にたち皆が会社において楽しいと思う経営が必要であるといろいろな事例を交えて講演頂いた。

第二部 総会 PM3:45～

伴副会長が司会を務め、野原副会長の開会により、春日部税務署長他、多数の友誼団体よりのご来賓をお迎えして行われた。

定足数の確認後、村田会長の挨拶、議長就任と続き、以下三つの議案が審議され、全議案とも可決された。

その後、(社)春日部法人会会長表彰及び感謝状贈呈を行った後、ご来賓の谷中春日部税務署署長、人見春日部県税事務所所長、春日部市大木環境経済部次長の方々よりご祝辞を頂いた後、斉藤総務委員長のe-TAX宣言、岩崎副会長の閉会のことばにより総会は無事終了した。

第1号議案

平成17年度事業報告及び決算承認に関する件
会計監査報告

第2号議案

平成18年度事業計画(案)
及び収支予算(案)承認に関する件

第3号議案

役員一部変更に関する件 2名の理事が追加選任された。
関根正男氏(庄和支部)・大島勲氏(蓮田支部)



会長あいさつ 村田会長



開会 野原副会長



e-TAX宣言 斉藤総務委員長



閉会 岩崎副会長



春日部税務署 谷中署長様



埼玉県春日部県税事務所 人見所長様



春日部市 市長代理 大木環境経済部次長様



来賓の皆様



執行部席

表彰受彰者名簿

会長表彰状贈呈 代表受彰 ▶
埼玉縣信用金庫春日部支店様



関東信越国税局長納税表彰 (平成17年10月20日受彰)

- 野原 宏 様 野原種苗 株式会社 (久喜)
- 齋藤 芳男 様 丸八地所 株式会社 (春日部)
- 春日部小売酒販組合

春日部税務署長納税表彰 (平成17年11月15日受彰)

- 桑野 恒雄 様 株式会社 クワノ (岩槻)

青色申告制度施行55周年記念

春日部税務署長感謝状 (平成17年11月15日受彰)

- 瀧澤 愼元 様 株式会社 日興 (蓮田)
- 鷲内 松男 様 大成金属工業 有限会社 (栗橋)
- 松岡 康隆 様 社団法人春日部法人会

財団法人全国法人会総連合功労者表彰 (県連関係)

- 村田 睦幸 様 有限会社 ムツミ (春日部)

財団法人全国法人会総連合功労者表彰 (単体会関係)

- 川崎 勝久 様 株式会社 川崎人形 (岩槻)
- 海老原 健三 様 株式会社 海健プロパン (宮代)
- 松岡 康隆 様 社団法人春日部法人会

社団法人埼玉県法人会連合会功労者表彰 (県連関係)

- 伊藤 茂 様 株式会社 芳美堂印刷 (春日部)

社団法人埼玉県法人会連合会功労者表彰 (単体会関係)

- 大塚 茂 様 有限会社 新進電機 (栗橋)
- 矢納 重則 様 矢納製菓 株式会社 (鷲宮)

功労者表彰

社団法人春日部法人会会長表彰状

- 高橋 行雄 様 有限会社 高栄車輛 (鷲宮)
- 林 達也 様 有限会社 林商会 (春日部)
- 齋藤 文次 様 斉藤手袋 株式会社 (久喜)
- 吉田 一男 様 吉田建設 有限会社 (宮代)
- 中村 幸雄 様 中村建設 株式会社 (宮代)
- 中村 長利 様 株式会社 中村印刷 (菫蒲)
- 秋庭 秀康 様 有限会社 アキバ宅建 (栗橋)
- 野村 徳明 様 有限会社 プティックテクノ (鷲宮)

退任役員感謝状

- 飯野 健三 様 株式会社 魚庄 (蓮田)
- 田口 義男 様(故)株式会社 田口土木 (庄和)

会員増強による表彰

1. 社団法人春日部法人会会長表彰状

- (1) 増強目標達成支部 (達成率順)
岩槻支部・白岡支部・蓮田支部・栗橋支部
- (2) 功績顕著な加入協力者
埼玉縣信用金庫 春日部支店 様
株式会社 埼玉りそな銀行 春日部支店 様

2. 社団法人春日部法人会会長感謝状

(1) 功績顕著な支援団体

関東信越税理士会春日部支部	様
大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所	様
金融機関	
株式会社 埼玉りそな銀行岩槻支店	様
埼玉県信用金庫岩槻支店	様
株式会社 埼玉りそな銀行東岩槻支店	様
株式会社 武蔵野銀行春日部支店	様
株式会社 埼玉りそな銀行蓮田支店	様
株式会社 武蔵野銀行蓮田支店	様
株式会社 武蔵野銀行杉戸高野台支店	様

(2) 功績顕著な加入協力者

松田 進 様	株式会社 松田商事 (春日部)
西村 しづ子 様	大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所
渡部 房江 様	同上
時澤 やよひ 様	同上

(3) 5年連続5社以上獲得協力者(個人)

時澤 やよひ 様	大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所
----------	----------------------

3. 社団法人春日部法人会会長表彰状

金 賞	該当なし
銀 賞	該当なし
銅 賞	栗橋支部
努力賞	春日部支部・宮代支部・杉戸支部 幸手支部・庄和支部・菖蒲支部
敢闘賞	春日部支部・宮代支部・白岡支部 栗橋支部・鷺宮支部
特別賞	該当なし

法人会活性化貢献表彰

社団法人春日部法人会会長感謝状

1. 支部(会費収納率100%達成)

栗橋支部

2. 活性化協力者

齋藤 芳男 様	丸八地所 株式会社 (春日部)
小川 和子 様	株式会社 豊栄金属 (春日部)
藤川 正 様	藤川設備工業 株式会社 (岩 槻)
石倉 正 様	株式会社 イシクラ (岩 槻)
齋藤 文次 様	斉藤手袋 株式会社 (久 喜)

宇津城 信代 様	株式会社 シンコーハウス (久 喜)
戸田 正之 様	有限会社 戸田運輸 (蓮 田)
岩上 幸二 様	有限会社 イワカミ (幸 手)
吉田 一男 様	吉田建設 有限会社 (宮 代)
大久保武男 様	株式会社 藤井鉄工建設 (白 岡)
荒井 良夫 様	有限会社 ゼブラ商店 (菖 蒲)
武田 守晴 様	有限会社 武田工務店 (栗 橋)
竹井 利光 様	有限会社 タケイ (鷺 宮)
中村 和子 様	中村送電 株式会社 (杉 戸)
遠藤 清 様	有限会社 庄和商事 (庄 和)

福利厚生制度推進功績表彰

社団法人春日部法人会会長感謝状

1. 推進目標達成支部

新規企業数達成支部→白岡支部・庄和支部

取扱企業数達成支部→春日部支部・岩槻支部・久喜支部

蓮田支部・幸手支部・白岡支部

菖蒲支部・栗橋支部・鷺宮支部

杉戸支部

保障金額達成支部→久喜支部・蓮田支部・幸手支部

杉戸支部

2. 推進協力者及び推進貢献者

宇津城 信代 様	株式会社 シンコーハウス (久 喜)
根本 純子 様	富士梱包資材 株式会社 (久 喜)
富田 英雄 様	株式会社 トミタモータース (久 喜)
齋藤 文次 様	斉藤手袋 株式会社 (久 喜)
大塚 辰男 様	株式会社 大幸興業 (幸 手)
岩崎 兵吉 様	岩崎工業 株式会社 (蓮 田)
遠藤 清 様	有限会社 庄和商事 (庄 和)
新井 武 様	新井工業 株式会社 (杉 戸)
宮田 利雄 様	有限会社 宮田電機 (杉 戸)
藤倉 登 様	有限会社 藤倉農機 (杉 戸)

3. 推進加入成約数優秀推進員

榎本 芳子 様	大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所
渡部 房江 様	同上
名和 ふじ子 様	同上
大和 かつえ 様	同上
西村 しづ子 様	同上
時澤 やよひ 様	同上
竹内 美紀 様	同上

青年部会総会

法人春日部法人会青年部会定期総会

平成18年5月16日(火)午後4時30分～
於:春日部市民文化会館

第一部 定期総会

春日部税務署より星野副署長、野崎上席調査官、さらに斉藤大同生命埼玉支社支社長・荒木副会長、橋本女性部会長をお迎えして下記の通り開催し、全議案が満場一致で承認された。

議事

第1号議案

平成17年度事業報告及び決算報告承認について
監査報告

第2号議案

平成18年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
上記すべての議案が満場一致で承認された。

井上部会長



来賓席

執行部席



女性部会総会

平成18年5月12日(金)午後3時～
於:春日部市民文化会館

春日部税務署より星野副署長、西郷第一統括官、野崎上席調査官、さらに大同生命埼玉支社森副支社長・荒木副会長・林青年部会副部会長をお迎えして下記の通り開催した。

第一部 総会

議事

第1号議案

平成17年度事業報告及び決算報告承認について
監査報告

第2号議案

平成18年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
上記すべての議案が満場一致で承認された。

社団法人春日部法人会
女性部会定期総会



橋本会長挨拶

来賓席



執行部席

第二部 記念講演

春日部税務署星野副署長様に「心にかける暖簾」との演題で記念講演をお願いした。いろいろな資料を用意して下さり、わかりやすく心に残るお話であった。

星野副署長
講演「心にかける暖簾」



熱心に聴講

社団法人埼玉県法人会連合会 第十七回通常総会

平成18年6月1日(木)
於:浦和ロイヤルパインズホテル

第一部 表彰・感謝状贈呈式

総会に先立ち、

1. 関東信越国税局長感謝状贈呈式
2. 全国法人会総連合 功労者表彰及び
埼玉県法人会連合会功労者表彰
が行われた。下記の方々が受彰の榮譽に輝きました。

財団法人全国法人会総連合功労者表彰 (県連関係)
村田 陸幸 様 有限会社 ムツミ (春日部)

財団法人全国法人会総連合功労者表彰 (単体会関係)
川崎 勝久 様 株式会社 川崎人形 (岩槻)
海老原 健三 様 株式会社 海健プロパン (宮代)
松岡 康隆 様 社団法人春日部法人会

社団法人埼玉県法人会連合会功労者表彰 (県連関係)
伊藤 茂 様 株式会社 芳美堂印刷 (春日部)

社団法人埼玉県法人会連合会功労者表彰 (単体会関係)
大塚 茂 様 有限会社 新進電機 (栗橋)
矢納 重則 様 矢納製菓 株式会社 (鷲宮)



第二部 総会

関東信越国税局、浦和税務署、埼玉県をはじめ多数のご来賓にご臨席いただき、盛大に開催されました。

第一号議案

平成17年度事業報告並びに収支決算報告の承認について

第二号議案

平成18年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の承認について

第三号議案

役員の新補充選任(案)について

上記の議案全てが満場一致で可決された。

春日部法人会からは、村田会長他11名の方々が出席した。

第三部 記念講演会

歴史家・作家 加来耕三氏
「歴史に学び、未来を読む」

第四部 懇親会

決算期別税務講習会の開催!!

3月・4月・5月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を下記の通り開催しました。法人会で作成したテキスト『わかりやすい会社の決算・申告の実務-法人税申告へのアプローチ 平成17年度版』及び税務署資料等を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。

日時・会場等

月 日	時 間	講習会場
4月17日(月)	午後2時 ～4時	久喜総合 文化会館
4月18日(火)	午前10時 ～12時	岩槻本丸公民館
4月19日(水)	午後2時 ～4時	春日部市民 文化会館



春日部税務署 法人課税第一部門
野崎上席調査官(久喜会場にて)



野崎 彰先生(久喜会場にて)



鈴木淳一先生(岩槻会場にて)



吉田俊弘先生(春日部会場にて)

会社法で中小会社はこう変わる!

有限会社・株式会社に関する改正ポイント

「会社法で中小会社はこう変わる!」—法人会ではこのたび、平成18年5月施行の「会社法」について、その概要や対応策を、中小会社に的を絞って簡潔に説明したビデオを作成した。

ビデオは、PART1「有限会社がなくなる!?!」とPART2「中小の株式会社はどう変わる?」の二部構成になっている。株式会社「藤山工房」の社長とその弟、社長の長男、社員の専務、社長の妻を中心に、会社法についての疑問点を話し合い、その疑問点に答える形で、ナレーションが流れる。そして最後に、会社法の主な改正ポイントが要領よく説明されている。

そこで、ビデオを観る際の予備知識として、ここでは会社法の主な改正のポイントから説明する。

(今回の会社法では)まず、有限会社を廃止し、株式会社に一本化すること。そしてそれに伴い、株式会社に対する規制が緩和される。

取締役会や監査役の設置が任意になったこと、取締役の



放映時間26分
研修会・会議等で
ご活用ください!!

員数や任期、あるいは監査役の権限など、会社の機関設計や運営方法の選択肢が、かなり広がっているのが特徴。

次に、会計参与制度の創設。これは、企業の計算書類の信頼性を高めるためにつくられた新しい制度。

そして、会社を起業しやすくするため、最低資本金の撤廃、類似商号規制が廃止された。さらに、事業承継に関する改正によって、株式の相続など、経営者にとって頭を悩ませる部分が改正された。

その他、合同会社制度の創設や、M&Aなどの組織の合併、買収に関する自由化、余剰金の分配すなわち株主への配当金に関する手続きの自由化、さらに、「敵対的買収に対する防御策の強化」に関する改正も含まれている。

法人会サポートローンのご案内

法人会会員への優遇ローン

埼玉県内15法人会では、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行埼玉縣信用金庫の地元3金融機関と組んで会員向け融資「法人会サポートローン」の取扱いを開始しました。

県内3金融機関が取り扱っている無担保融資商品の条件を優遇し利用できます。

同ローンは、埼玉りそな銀行のりそなビジネスローン「保証

革命」及び「埼玉倶楽部」と武蔵野銀行のむさしの「企業力」及び「ビジネスカード」埼玉縣信用金庫の会員サポートローン「元気力」及び「クレディア保証付」の各商品。会員は法人会が発行する紹介状を持って各金融機関に申込む。各商品の申し込み要件、融資金額、優遇内容等は、法人春日部123号(17年7月)16頁か本号(第127号 18年7月号)のはさみ込みのご案内ををご参照願います。

国民生活金融公庫からのお知らせ

国民生活金融公庫は、中小企業の皆様のための政府系金融機関です。

制度の概要は次のとおりです。事業資金のほか、教育資金等のお取り扱いもしております。

■ 国の事業ローン

ご融資金額=4800万円以内

ご返済期間=運転資金五年以内、設備資金10年以内

利率=年2.50%~年2.65%(5月17日現在)

■ 第三者保証人等を不要とする融資制度

ご家族や社内の役員の方などの保証のみでの融資をご希望の方
ご融資金額=1500万円以内

ご返済期間=運転資金五年以内、設備資金10年以内

利率=基準利率 年2.5%+0.9%=3.4%(5月17日現在)

※お使いみちやご返済期間によって異なる利率が適用される場合があります。

ご利用いただける方=

税務申告を2期以上おこなっていること

所得税等を完納していること

※審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。

■ 国の教育ローン

ご融資金額=学生1人あたり200万円以内

ご返済期間=10年以内(据置期間は在学期間内)

ご返済方法=毎月元利均等返済(ボーナス時増額もできます)

利率=年2.45%(5月17日現在)

★このほか、恩給、共済年金担保貸付もあります。

お問い合わせ

春日部・幸手・杉戸・宮代の方は

〒343-0816 越谷市弥生町3-33

国民生活金融公庫越谷支店 TEL.048-964-5719

岩槻・久喜・蓮田・白岡・菫蒲・鷲宮・栗橋の方は

〒330-8547 さいたま市大宮区宮町3-1-2

国民生活金融公庫大宮支店 TEL.048-643-3711

第23回定期総会 報告書

平成18年5月24日、春日部市民文化会館に於いて第23回定期総会が行われ、
以下の議案が承認されましたのでご報告致します。

第1号議案

平成17年度 事業報告書

自平成17年4月 1日
至平成18年3月31日

平成17年5月24日開催の第22回定期総会において
承認された事業計画に基づき実施いたしました
主な事業の概況について、次のとおり報告いたします。

1. 概況

我が国経済は懸命な企業努力によって最近ようやく明るい兆しが見えてきたが、大部分の中小企業は、いまなお経営健全化のため懸命な努力を強いられている。また財政は危機的状況にあり、今なお厳しい環境下にある中小企業の立場を考え、日本経済を再生し、活力ある経済社会を実現するための税制改革を強く求めます。

公益法人改革が検討されている中、われわれ法人会は、創設以来、一貫して「健全な納税者の団体」「良き経営者をめざすものの団体」として企業経営と社会の健全な発展に寄与するための努力を重ねてきました。

そして、公益法人として誇りと責任に基づき、「会員の研鑽」「税のオピニオンリーダー」「社会への貢献」という三本柱の活動を充実させる努力をしています。

9月21日(水)東京国際フォーラムに於いて平成18年度税制改正要望全国大会が開催され、そこで採択された税制改正要望書を地元選出代議士はじめ管内11市町の首長に提出し、行財政改革を強く要望しました。

地域社会貢献運動としては、「花と緑いっぱい運動」を展開し各地の産業祭等に全12支部が参加し、同運動を盛り上げました。支部組織の充実と活動の活性化等を通して地域社会への存在感を高めるとともに、各地域における社会的地位を着実に増してきております。

この経済環境下で会員の減少等により17年度決算も非常に厳しいものとなりました。会員各位におかれましては、各事業への積極的参加と円滑な会費の完納にご協力をお願い申し上げます。

2. 総務関係

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」の強化に従い会計処理を統一し、平成11年度より12支部及び青年部会・女性部会の収支・残高を連結した決算と致しております。16年度に消費税の改正があり、当春日部法人会も消費税課税対象事業者となり対応しております。公益法人としてのアピールも兼ね、地域社会貢献事業にも積極的に取り組み、支部活動も含めて事業活動の活性化に努めました。

公益法人改革が検討されている中で、公益法人会計基準が改正され平成18年度より新基準に従った会計処理をいたします。

3. 組織関係

(1) 会員増強

各支部での会員増強運動、決算期別説明会や新設法人説明会での加入勧奨、各地産業祭等での地域社会貢献活動を兼ねたPR活動を行い、会員特別増強月間も前年同様9月～12月の4ヶ月間といたしました。

福利厚生制度提携会社 大同生命保険・AIU保険・アメリカンファミリー生命保険や管内金融機関、税理士先生方等のご協力を頂きましたが、厳しい経済環境下で法人の整理縮小・休廃業・移転等による退会数も高水準であり期末現在の会員数が5,759社に減少しました。

期首会員数	期中増加数	期中減少数	期末会員数	増 減
5,784	199	224	5,759	△25

今期の会員増強運動については、平成17年12月31日現在では会員数5,740社(県下第4位)となり加入率は52.3%となりました。

(2) 支部・部会について

- ①12支部 管内11市町におかれている各支部における研修事業及び地域社会貢献運動は広がりを見せ今後一層の充実が期待されます。

支部別期末会員数(12支部合計5,759社)

春日部支部	1,495社	岩槻支部	1,252社
久喜支部	538社	蓮田支部	441社
幸手支部	405社	宮代支部	187社
白岡支部	307社	菫蒲支部	187社
栗橋支部	182社	鷲宮支部	179社
杉戸支部	337社	庄和支部	249社

- ②部会としては、青年部会・女性部会がありそれぞれ部会費を徴収し、活発に事業を展開しております。

青年部会 → 期末部会員数213名

女性部会 → 期末部会員数472名

4. 研修関係

本年度も本部では税務当局のご協力を得て決算期別説明会、新設法人説明会、年末調整説明会などを開催。独自には地元企業見学会を開催し、総会や賀詞交歓会では記念講演会を開催しました。また、11月には税を考える週間協賛行事として法人会の集い記念講演会を開催し公開いたしました。

一方、各支部でも積極的に研修会を実施しました。特に改正税法と新会社法の研修を重点的に実施しました。

5. 税制関係

税制改正要望については、春日部法人会の要望を税制委員会で取りまとめ、全法連の平成18年度税制改正要望へ向けて具申しました。平成17年9月21日、税制改正要望全国大会で採決された決議文並びに要望事項を、全法連から政府・国会及び関係省庁に、当法人会では地元選出国会議員に対し陳情を行いました。又、管内11市町の首長に対し地方行財政改革を強く要望いたしました。

平成18年度の税制改正要望は、企業経営の実態を正しく認識し、景気回復にも配慮し、メリハリのある望ましい税制の構築を求めました。具体的には法人税負担の軽減、事業承継税制の確立を強く要望しました。

6. 広報関係

(1) 会報の発行

会報「法人春日部」	No.122号(17年5月号)～No.125号(18年1月号) 年間4回発行
全国法人会総連合機関誌「ほうじん」	毎月購入 年間4回「法人春日部」と同封して送付

タイムリーな税務情報や福利厚生情報の他、当法人会での各事業の予告、報告記事等積極的に取り上げました。

(2) その他の広報活動

- ①各支部でも各地の産業祭等に参加し、「花と緑いっぱい運動」を展開しました。税を考える週間の街頭広報活動も兼ね、チラシ・花の種・税のマンガ本・税金クイズ等を配布しました。

- ②ホームページを開設いたしました。

<http://www17.ocn.ne.jp/~kasuhou/>

7. 厚生関係

会員の福利厚生の充実と当法人会の財政基盤の確立に資する為、厚生委員をはじめ各役員との協力と会員各位のご理解により、大同生命保険・AIU保険・アメリカンファミリー生命保険の提携3生損保の提携商品に積極的に取組みました。その還元収入は13,189千円と前年比若干減収となりましたが、事業活動資金として会の運営に大きく寄与しております。

会員相互の親睦も兼ね第13回ボウリング大会を9月に菫蒲で開催しました。又、第6回親睦ゴルフ大会を10月に開催しました。各事業に多数参加頂き福利厚生事業推進に大きく貢献しました。

8. 青年部会・女性部会

(1) 青年部会

女性部会・厚生委員会との合同講演会(税を考える週間協賛法人会の集い公開講演会)、全国青年の集い「石川大会」への参加、年末研修会、「青年の集い・春日部・庄和大会」、その他各種親睦事業を実施いたしました。又、各支部においても青年部会としての独自の研修会等を積極的に行いました。

地域社会貢献運動「花と緑いっぱい運動」においては、各地の産業祭等への参加事業で中心的役割を果たしました。

(2) 女性部会

青年部会・厚生委員会との合同講演会、日帰り研修会、ティーコンサート、新春親睦事業「観劇」等を行いました。さらに支部でも独自の事業を行い、また「花と緑いっぱい運動」にも積極的に参加し部会活動の充実に努めました。

9. 社会貢献関係

平成8年度にスタートした「花と緑いっぱい運動」も10期目を迎え、全支部で各地の産業祭等に積極的に参加し、「税を考える週間」の街頭広報も兼ね、花の種、税金クイズ、税のマンガ、チラシ等を配布し大変好評を得ました。又、11月の青年部会・女性部会・厚生委員会合同講演会や2月の新春講演会では、会員以外に公開し大いに同運動をアピールしました。さらに埼玉県が推進している「さいたま緑のトラスト基金」の募金を行い、同基金へ260,476円の寄付を行いました。

以上

平成17年度収支計算書総括表

自平成17年4月1日
至平成18年3月31日

収入の部

(単位:円)

大 科 目	合計予算額	一般会計	特別会計	合計決算額	差異
基本財産運用収入	0	0	0	0	0
会費収入	37,724,000	38,291,700	0	38,291,700	-567,700
推進費収入	14,010,200	0	14,010,200	14,010,200	0
事業収入	20,480,000	20,952,094	0	20,952,094	-472,094
補助金収入	9,713,000	9,397,000	0	9,397,000	316,000
雑収入	650,000	567,679	52,000	619,679	30,321
特定預金取崩収入	0	9,537,187	0	9,537,187	-9,537,187
繰入金収入(特別会計)	368,620	0	0	0	368,620
繰入金収入(一般会計)	0	0	113,044	113,044	-113,044
当期収入合計	82,945,820	78,745,660	14,175,244	92,920,904	-9,975,084
前期繰越収支差額	18,213,931	18,213,931	0	18,213,931	0
収入合計	101,159,751	96,959,591	14,175,244	111,134,835	-9,975,084

支出の部

(単位:円)

大 科 目	合計予算額	一般会計	特別会計	合計決算額	差異
事業費	57,454,100	53,378,139	9,571,602	62,949,741	-5,495,641
会議費	2,480,000	1,927,482	578,360	2,505,842	-25,842
管理費	23,990,000	19,431,593	3,955,282	23,386,875	603,125
固定資産取得支出	100,000	169,050	0	169,050	-69,050
法人税等引当金繰入	184,400	0	70,000	70,000	114,400
特定預金支出	500,000	7,064,500	0	7,064,500	-6,564,500
繰入金支出	368,620	113,044	0	113,044	255,576
予備費	16,082,631	0	0	0	16,082,631
当期支出合計	101,159,751	82,083,808	14,175,244	96,259,052	4,900,699
当期収支差額	-18,213,931	-3,338,148	0	-3,338,148	-14,875,783
次期繰越収支差額	0	14,875,783	0	14,875,783	-14,875,783

第2号議案

平成18年度事業計画(案)

自平成18年4月1日
至平成19年3月31日

1.基本方針

- (1)健全な納税者団体として、又 良き経営者を目指すものの団体として、会員企業の経営に寄与すべく諸事業を効果的に継続推進する。
- (2)納税意識の高揚と税務知識の普及に努め、税のオピニオンリーダーとして税制改正要望を行なう。
- (3)地域社会との「共生」を目指し、地域社会貢献運動を積極的に展開し、社会への貢献に寄与する。

2.重点目標

- (1)組織の維持と充実・・・会員増強とともに、支部組織、青年部会・女性部会活動の充実にも努める。
- (2)収支バランスのとれた効果的な運営。
- (3)事業活動の充実・・・研修事業、税制改正要望活動、地域社会貢献活動、広報活動等を積極的に展開する。

3.主な事業計画

(1)総務関係

- ①会費の口座振替の推進と未収会費の徴収推進
- ②収支バランスのとれた運営と活動の活性化
- ③支部委員会を充実活性化させ、会員のニーズに対応した支部活動を積極的に展開する。
- ④地域社会貢献運動「花と緑いっぱい運動」の推進
- ⑤公益法人制度改革への対応
- ⑥イータックスの推進。会員企業の利用推進を図る。

(2)組織関係 組織の維持と充実

①会員数の現状維持と退会防止

目標会員数5,745社
(平成17年12月末比+5社)(県連への報告ベース)
目標加入率52.3%

- ②支部組織の充実・・・地域に密着した活動の活性化と会員増強運動を展開するために一層の充実を図る。
- ③青年部会・女性部会活動の充実と支援

(3)研修関係 研修活動の充実一会員の自己啓発を支援するための最重要事業。

- ①税務意識の高揚と企業経営の健全化を図るため各種研修会・説明会・講演会の開催。併せてその参加率の向上に努める。税法・税務研修会の強化と他団体との共催研修を積極的に進める。
- ②会員ニーズに対応した研修事業の充実・強化。本年度も「税制改正説明会」を重点施策として開催する。
- ③ビデオライブラリー利用促進と内容の充実
- ④上部団体主催の研修事業への積極的参加

(4)税制関係

- ①我々法人は日本経済並びに地域社会を支える中小企業活性化のため徹底した行財政改革の断行による歳出削減を求め、景気回復のため法人課税の軽減と事業継承税制の確立を求めています。さらに「租税教育の普及」について取り上げ、真面目な納税者が尊敬される社会の構築を求めています。税のオピニオンリーダーとして将来にわたる国民の安心を確保するための「あるべき税制」に向けた建設的な提言に努める。

- ②支部から会員の意見を聴取、集約した上で県連・全法連へ税制改正要望として提言する。全法連大会で決議された税制改正要望を地元選出代議士や管内自治体へきちんと要望し、税制改正の実現を期す。
- ③研修委員会と協調して「税制改正説明会」を開催する。
- ④他の納税協力団体との協調連携
(税を考える週間及び消費税期限内納付推進運動の推進等)

(5) 広報関係 広報活動の充実

法人会のイメージアップ・知名度向上を図る為、PR活動に努めるとともに世間一般に対する税の啓発のための広報活動を展開する。

①「法人春日部」の編集発行

魅力ある会報作りをめざし、紙面の構成・記事の充実に努力する。特に社団本部及び各支部の事業活動状況ができるだけ多く取り上げ、効果的な広報活動をしてゆく。

②全法連機関誌「ほうじん」の発送。

③ポスター・看板等の利用による積極的法人会イメージアップ活動の展開。

④収益に寄与する広告の積極的募集。

⑤ホームページの利用。

(6) 厚生関係 福利厚生制度の推進

①会員の企業防衛と本会の財政に寄与する福利厚生制度の推進。法人会の福利厚生制度を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いているが取扱い三社との連携を一層強化しつつ積極的に推進する。

②ボウリング大会等福利厚生事業を積極的に推進するとともに、青年部会、女性部会との協力による税を考える週間協賛「公開講演会」を開催し、会員相互の親睦や地域社会へ法人会をアピールする。

(7) 青年部会・女性部会関係

部会活動の充実—青年部会・女性部会活動を積極的に支援し、両部会と三者一体の活動を通じ法人会基盤の充実と活性化に寄与する。特に「法人会—花と緑いっぱい運動」の推進を積極的に展開する。

〈青年部会〉

- ・50歳の定年による退会が多数となっている。
- ・会員加入推進と部会活動の一層の充実を図る。
- ・平成18年10月に予定される全国青年の集い「埼玉大会」に向け県連に積極的に協力する。

〈女性部会〉部会としての活動を一層活性化させる。

(8) 社会貢献関係

公益法人として地域社会から一層の信頼を寄せられる団体であると認識し、地域社会貢献活動「花と緑いっぱい運動」を推進する。「税のマンガ」「税のチラシ」等による税の啓発運動を引き続き積極的に実施し、地域社会への法人会活動を周知、アピールする。特に「租税教育の普及」についての活動にも注力する。

平成18年度収支予算書総括表(案)

自平成18年4月1日
至平成19年3月31日

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
①事業活動収入			
会費収入	37,630,000	37,724,000	-94,000
事業収入	20,685,000	20,480,000	205,000
補助金収入	9,361,900	9,713,000	-351,100
推進費収入	13,188,700	14,010,200	-821,500
雑収入	600,000	650,000	-50,000
繰入金収入	7,335	368,620	-361,285
【事業活動収入計】	81,472,935	82,945,820	-1,472,885
②事業活動支出			
事業費	58,342,000	57,454,100	887,900
会議費	2,300,000	2,480,000	-180,000
管理費	23,740,000	23,990,000	-250,000
法人税等引当金支出	90,000	184,400	-94,400
繰入金支出	7,335	368,620	-361,285
【事業活動支出計】	84,479,335	84,477,120	2,215
【事業活動収支差額】	-3,006,400	-1,531,300	-1,475,100
II 投資活動収支の部			
①投資活動収入			
特定資産取崩収入	2,700,000	0	2,700,000
【投資活動収入計】			
②投資活動支出			
特定資産取得支出	500,000	500,000	0
固定資産取得支出	300,000	100,000	200,000
【投資活動支出計】	800,000	600,000	200,000
【投資活動収支差額】	1,900,000	-600,000	2,500,000
III 財務活動収支の部			
①財務活動収入			0
【財務活動収入計】	0	0	0
②財務活動支出			0
【財務活動支出計】	0	0	0
【財務活動収支差額】	0	0	0
IV 予備費支出	13,769,383	16,082,631	-2,313,248
当期収支差額	-14,875,783	-18,213,931	3,338,148
前期繰越収支差額	14,875,783	18,213,931	-3,338,148
次期繰越収支差額	0	0	0

第3号議案

役員一部変更に関する件

補欠選任理事候補者(前任者の残任期間 平成19年度定期総会まで)

●関根 正男氏 関根ハウジング(株) (庄和支部) ●大島 勲氏 ハスピ工業(株) (蓮田支部)

支部だより



蓮田支部 さくら祭り
平成18年4月1日



青年部会出店

あやめまつりに参加
平成18年6月11日(日)

菖蒲支部



総会特集



親会



青年部会

青年部会総会
平成18年4月14日 於 鮎又



女性部会

久喜支部

定期総会
平成18年5月19日

岩槻支部



幸手支部

定期総会
平成18年5月19日



春日部支部

定期総会
平成18年5月17日



岩槻支部では5月18日(日)に自宅にて支部定期総会を開催。今回の総会は3部構成で行い始めに読売テレビ放送(株)報道局長兼東京報道部長兼解説委員の岩田公雄先生より「どうなる今後の日本の政治経済」というテーマで講演頂きました。続いて定期総会、懇親会と進み来賓も含め約70名の参加がありました。



定期総会
平成18年5月12日



女性部会総会
平成18年4月26日

定期総会
平成18年5月18日

庄和支部



女性部会総会 平成18年4月27日



蓮田支部

青年部会総会
平成18年5月8日



青年部会総会
平成18年5月12日



菖蒲支部

定期総会
平成18年5月18日



鷺宮支部

青年部会総会研修会
平成18年5月10日
靖国神社にて

女性部会総会 平成18年5月12日



杉戸支部

定期総会
平成18年5月19日

宮代支部

定期総会
平成18年5月18日



白岡支部

定期総会
平成18年5月23日
(有)米屋にて(町内)



想うがまま

綱引きと出会って…



宮代支部
(有)セントラルホーム
真中 章

今、毎日元気で働ける事に感謝をしています。

以前から「広く、浅く…」沢山の趣味が有りましたが、何のころからか仕事のせいにし、何かを見つけ楽しむ事を忘れかけていたような気がします。そんな時、町民体育祭の参加がきっかけとなり、近所に友人が増え、8人制綱引きというスポーツのチームが出来ました。運動会で見るものと全く違い、試合のルール・選手8人の合計体重制限等厳しいものです。しかし、近くの中学校体育館での週2回夜の練習は、

気持ちのいい汗を流せると共にストレス解消、又、皆との語らいの場でもありました。

違う職業の仲間が、何のしからみや気づかひもなく、一本の綱に託す気持ちは、いつの、どの試合も同じだったと思います。たとえ負け試合でも、その後の飲み会は、最高に楽しいお酒でした。半分は、それも目的ではありましたが、地区大会、県大会、壮年国体等出場を通して、沢山の人々と交流も持つ事ができ、私の視野も広がり、チームワークの大切さを改めて実感しました。10年程の体験は充実し家族ぐるみの付き合いも増え、いごちのいい居となりました。辞めた今でも、いい付き合いは相変わらずですが、もちろん仕事も大事なことです。たった一つでもいいから何か好きなことを見つけ、楽しむ日を過ごす事も必要かと思ひます。

勿論、生まれ育った処にも友人はいますが、それじゃあちよつと寂しい、今私はここの場所にいるのですから。簡単に諦めない粘り強い綱引精神を仕事に生かし、時々、心と体のリセットをする事も忘れず、これからも沢山の友人と関わりあって、私はこの場所で、ずっと息をしていきたいと思ひます。

「気持ちいい」と暮らそう…を目指して!

まごころで101%の満足感 注文建築・本格在来工法 総合建設業/埼玉県知事許可(般-14)第50366号



住宅保証登録
J-19003

住宅性能保証制度登録店
スーパーウォール認定店



有限会社 セントラルホーム

〒345-0804 宮代町川端4-10-13

TEL 0480-33-4644 (代)

宅建業/埼玉県知事免許(8)09035号

運輸省許可倉庫業 自動車運送取扱事業

新和倉庫株式会社

〒349-0203 埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎1231番地

TEL.0480-97-0551/FAX.0480-97-0597

小さな荷物から一般貸切荷物運搬及商品保管倉庫業務管理

総物流 株式会社 さしま通商

本社/幸手市木立1830-16ひばりヶ丘団地内 TEL.0480(48)2151(代) FAX.0480(48)1179
営業所/幸手市下宇和田129-7 TEL.0480(47)3120(代)

《厚生委員会だより》

I 大同生命保険株式会社

埼玉支社 春日部営業所 TEL.048-734-3371 FAX.048-739-1156

経営者の社会保障制度は？

会社の経営者や役員にとって、社会保障や労働法規による法的保護は従業員に比べ意外に少ないのが現状です。したがって、労災事故に対しても万一の場合の経済的な損失をカバーして企業を存続させていくためにしっかりとした備えが必要といえましょう。

経営者と従業員の 社会保障制度 適用比較

	公的保障(社会保障制度)						
	労働基準法	労災保険	雇用保険	健康保険	特退共・中退共	介護保険	厚生年金
従業員	○	○	○	○	○	○	○
経営者	×	×	×	○	×	○	○

経営者の労災保障の準備は、
経営者大型総合保障制度・企業保障プラン(無配当)総合型21Rが適しています。

その理由は…

- ① 業務上の事故のみならず、24時間の病気・事故に対応できます。
- ② 万一の場合の死亡退職金として活用できます。
- ③ 割安な保険料で大きな保障が準備できます。
- ④ 保険料の全額損金算入ができます。

II AIU保険会社

さいたまISオフィス TEL.048-650-7670 FAX.048-648-5844

地震にどう備えますか？

5月末のジャワ島大地震、1年半前の22万5千人もの死者を出した、インドネシア・スマトラ大地震。国内では2004年10月の新潟中越地震。11年が過ぎましたが阪神淡路大震災。私達の身のまわりでいつ起きるかかわからない危険です。「地震から逃げる事はできない」と言われています。ではどう備えればいいのか？ 3つの事の備えが必要と言われています。

- 1.「その時に命を守る対応」(耐震化・固定等)
- 2.「直後の生活を守る対応」(水・食料・電気等)
- 3.「暮らし・事業を再建する対応」

私達AIU保険会社は、3番目の対応に「法人会の地震対策プラン」を御用意しています。万が一の時、法人会会員だからこそ加入できるプランがあります。詳しくは当社春日部法人会推進員へお問い合わせください。

III アメリカンファミリー生命保険会社

埼玉支社 TEL.048-645-1245 FAX.048-645-3034

知って得する『がんを防ぐための12カ条』

がんに関心が高まるにつれて、がんを予防することは無理としても、ある程度はこれを防ぐことができます。この12カ条を積極的に実行すれば、がんの約60% (禁煙で30%、食生活の工夫などでさらに30%) が防げるだろうといわれています。

① バランスのとれた栄養をとる ② 毎日、変化のある食生活を ③ 食べすぎをさげ、脂肪はひかえめに ④ お酒はほどほどに ⑤ たばこは吸わないように ⑥ 食べものから適量のビタ

ミンと繊維質のものを多くとる ⑦ 塩辛いものは少なめに、あまり熱いものはさましてから ⑧ 焦げた部分はさける ⑨ かびの生えたものに注意 ⑩ 日光に当たりすぎない ⑪ 適度にスポーツをする ⑫ 体を清潔に…いかがでしたか？ 全部実行するのはなかなか難しいですが、日頃から意識してがんを防ぎたいものです。

おかげさまで35周年 法人会の経営者大型総合保障制度

社団法人 春日部法人会 厚生委員会

法人会の会員向けの福利厚生事業として創設されました「法人会の経営者大型総合保障制度」は平成18年度をもちまして、おかげさまで35周年を迎えることになりました。制度推進につきまして、会員企業の皆様の格別のご理解ご協力を賜り、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

創設以来数多くの会員企業にご契約いただき、現在、全国442法人会で加入法人会員約21万社、春日部法人会では約1025社の会員企業で採用されるまでに成長してまいりました。

本年は創設35周年を記念して、会員企業の皆様に更なる普及拡大に力を入れてまいります。その方法として、只今、DMを発信のうえ電話でアポイントを取って制度推進員がお伺いしております。

つきましては、ご多忙の中、誠に恐縮ではございますが、何卒、ご理解ご協力を賜り、制度推進員がご訪問の節は、ご引見下さいますようお願い申し上げます。

お問い合わせ

大同生命保険株式会社 埼玉支社 春日部営業所

〒344-0067 春日部市中央1-51-1 春日部大栄ビル5F

TEL.048-734-3371 FAX.048-739-1156

法人会の
経営者大型総合保障制度
35周年

<制度取扱会社>

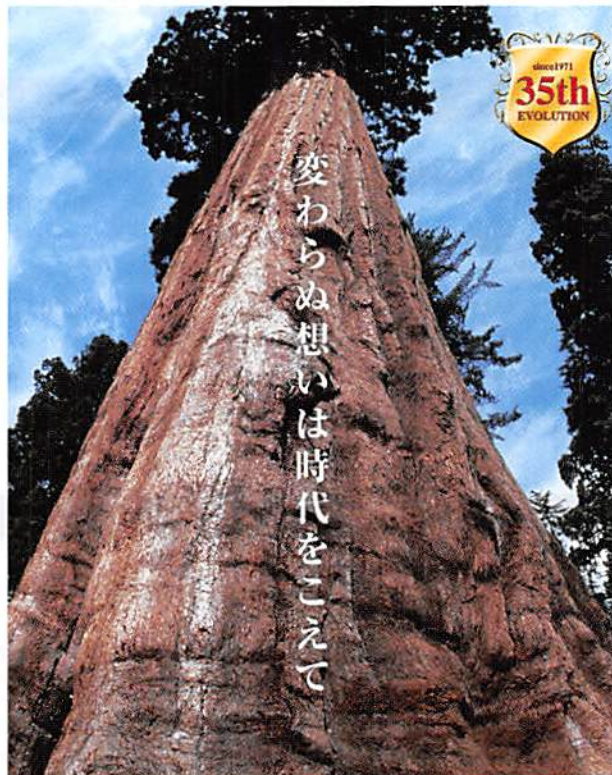
 大同生命

埼玉支社 春日部営業所/春日部市中央1-51-1
(春日部大栄ビル5F) TEL 048-734-3371



AIU保険会社

さいたまISオフィス/さいたま市大宮区桜木町1-10-16
(シーノ大宮ノースウイング13F) TEL 048-642-8185



◎ご寄稿ありがとうございました。

伊藤・富田・瀧澤・吉田・染谷・白石・林・川崎・佐野・関永・栃原・遠藤・大塚・鈴木・松岡